

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
7月20日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 指定施業要件の変更予定保安林(美祢市) (森林整備課) ……………
 - 遊漁規則の変更認可(水産振興課) ……………
 - 道路の位置の指定(建築指導課) ……………
- 公告
 - 一般競争入札の実施(厚政課) ……………
 - 岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課) ……………



山口県告示第二百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成三十年七月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成三年農林水産省告示第千四十四号(一)に係るものに限る。)、保安林の指定をする件(平成五年農林水産省告示第百四十一号(一)に係るものに限る。)、保安林の指定をする件(平成五年農林水産省告示第百四十六号(二)に係るものに限る。)、及び保安林の指定をする件(平成六年農林水産省告示第千二百八十四号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

美祢市美東町絵堂字大番五四三の一、五四三の四、五四三の六、五四三第四、字大番山五四五の八から五四五の一まで、美東町赤字大杉一八六八の三、字奥大杉一八七一の一、一八七一の二、四九三九の二、字引手ヶ浴四九五一から四九六〇まで、美東町綾木字城地山二二三二の三、二二三二の二二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百六十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成三十年七月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 漁業権者の名称及び住所
芸防漁業協同組合 岩国市小瀬一〇二九
- 二 漁業権の免許番号
内共第一号
- 三 変更の内容
禁止区域及び期間

変		前	
魚種	区	期	間
あ	ゆ	九月二十日から十一月三十日まで	
岩国市小瀬両国橋から上流百五十メートル及び下流六百メートルまで			

変		後	
魚種	区	期	間
あ	ゆ	九月二十日から十一月三十日まで	
岩国市小瀬両国橋から上流百メートル及び下流六百八十六メートルまで			

四 変更後の遊漁規則の施行の日
平成三十年七月二十一日

山口県告示第二百七十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成三十年七月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市西柳二丁目一四九五の一及び一四九五の二	四・〇(四・五)	六六・〇	平成三〇、七、九



(二五九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十年七月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
 - (一) 次に掲げる業務の委託
業務の名称及び数量
環境放射線監視システム改修業務 一式
 - (二) 業務の内容
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 履行期間
契約締結の日の翌日から平成三十一年三月二十二日までの間
 - (四) 履行場所
契約担当者が指定する場所
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十九年山口県告示第二百三十七号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成三十年山口県告示第四十二号）に基づき資格審査において、システムの保守、維持及び運用管理並びにコンピュータの保守及び管理について業務の委託の特Aの等級に格

付されている者であること。

(四) 平成三十年七月二十日から同年八月三十日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市朝田五三五番地 山口県環境保健センター大歳庁舎総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県環境保健センター大歳庁舎総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県環境保健センター大歳庁舎総務課

(三) 受領期限

平成三十年八月二十九日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成三十年八月三十日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市朝田五三五番地 山口県環境保健センター大歳庁舎第一会議室

(二) 日時

平成三十年八月三十日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落

札者とする。

ただし、政令第六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県環境保健センター所長 調 恒明

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成三十年八月九日午後五時までに山口県会計管理局会計課(電話

〇八三一九三三―三三九一五)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県環境保健センター大歳庁舎総務課(電話〇八三一九二四

―三六七〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of the contract: Yamaguchi Prefectural Institute of Public Health and Environment

(2) Nature of the service to be required: Renovation of the environmental radiation monitoring system

(3) Term of the contract: From the next day of the contract to March 22, 2019

(4) Delivery Place: The place designated by person in charge of the contract

(5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Yamaguchi Prefectural Institute of Public Health and Environment, 535 Asada, Yamaguchi City (Tel: 083-924-3670)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. August 29, 2018 (In case of bringing a tender: 11:00 A.M. August 30, 2018)

(一六〇) 岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、岩国都市計

画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成三十年七月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

平成三十年八月二十二日（水曜日）午後二時

二 開催の場所

岩国市今津町一丁目一四番五一号

岩国市役所

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する岩国都市計画道路三・五・二十七海土路御庄線

次のとおりとする。

(二) 変更する岩国都市計画道路三・五・三十九御庄川線

次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成三十年八月十五日（水曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成三十年八月十五日までの消印のあるものに限りま

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三一―九三三一―三七三三）にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

岩国市三笠町一丁目一番一号

岩国土木建築事務所

岩国市今津町一丁目一四番五一号

岩国市都市建設部都市計画課

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。）